申請ガイド

7. 紛失、汚損による登録証・携帯登録証再交付

目次に戻る

再交付手続きの流れ

01 Web申請システムで再交付申請書を作成し、再交付手数料支払まで完了

02 作成済みの再交付申請書がメール添付で届く

03 再交付申請書を印刷し、必要事項を記入、押印する

04 再交付申請書を郵送（携帯登録証再発行の場合は、申請書に写真を貼付のこと）

登録証・携帯登録証を紛失、汚損したときは

・再交付の手続きができます。登録証のみ、携帯登録証のみなど、発行の種類が選択できます。
・「RCCMWeb申請システム」から再交付申請書を作成します。
【このガイド内、Web申請システム申請書作成ボタンより手続き可能です。】
・一度のボタン操作で、再交付申請書の作成、再交付手数料のお支払いまでが完了します。

再交付手続きについて

・随時受け付けています。
・再交付手続きは、各月の1日（前月の15日から前月末までの営業日に届いた申請書が対象）及び15日（当月の1日から14日までの営業日に届いた申請書が対象）に行います。
・再交付済みの登録証・携帯登録証は登録日から2週間程度で発送予定です。

必要書類と再交付手数料について

書類の詳細については、それぞれの申請ガイド（赤字下線部分をクリックのこと）をご確認ください。

必 要 書 類	枚 数	備 考
①再交付申請書	1	Web申請システムで作成してください。 ※一度のボタン操作で、再交付申請書の作成が可能です。 メール添付で、①の様式のPDFファイルをお送りします。 印刷し、ご提出ください。 **【このガイド内、Web申請システム申請書作成ボタンより手続き可能です。】**
②登録証用写真 【登録証のみ再交付希望の場合は、不要です。】	1部門につき 1	規格を満たすものを再交付申請書に貼付のこと

◎再交付手数料ついて

再交付申請時に、再交付手数料として申請1部門に対し、所定の料金が必要です。

所定の手数料は、Web申請で登録申請書作成の際、クレジットカード又はコンビニでのお支払いとなります。

登録証・携帯登録証再発行手数料

支払い方法	カード払い	コンビニ払い
本体価格	¥5,250	¥5,250
消費税額（10%）	¥525	¥525
手数料		¥240
支払総額	**¥5,770**	**¥6,010**

登録番号 T9-0100-0501-8714

※支払総額の1円単位の端数は切り捨てとする

申請書類提出について

提　出　先：一般社団法人建設コンサルタンツ協会　RCCM 資格制度事務局
〒１０２−００７５
東京都千代田区三番町１番地（KY 三番町ビル８F）

郵送の場合：上記住所宛に封筒（角２サイズ）に必要書類を同封の上、折り曲げずに簡易書留で送付してください。

持参の場合：祝祭日を除く月曜日～金曜日９：００～１７：００の間にお越しください。
（１２：００～１３：００は昼休みの為、受付しておりません。）

＊年末年始は、受付可能かを電話でご確認ください。（TEL:０３−３２２１−８８５５）

再交付申請書
作成はこちら

Web申請システム
申請書作成

Web申請システムの手続きについて

「Web申請システム申請書作成」ボタンをクリック
すると左のような画面が開きますので、メールアドレスを2回入力いただきます。

これ以降の手続きにおいて数回のメール送信がありますので、日常利用されるＰＣのメールアドレスを設定してください。

①設定したアドレス宛に「紛失による登録証の再発行申請案内（自動配信）」　が送信されます。

メールの中に申請フォームへのURLがありますので、これをクリックして申請フォームを開いてください。

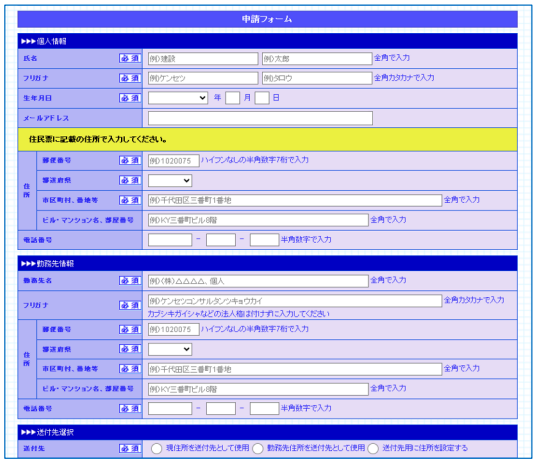

・申請フォームが開きましたら、必要事項を入力してください。
その後、個人特定、登録対象の判定を行い、結果をメールでお送りします。最長で１時間程度でメールが送信されますが、転居等の情報を変更していないと個人特定に時間を要し、翌営業日以降になる場合があります。
・「必須」となっている項目は入力してください。
・送付先は、現住所、勤務先住所、送付先用に住所を設定、のうち1つを選択してください。現住所、勤務先以外の住所へ送る場合は「送付先用に住所を設定する」にチェックを入れると住所入力欄が表示されます。

入力が全て終了しましたら「申請」ボタンを押してください。
入力内容確認フォームが開きますので、入力内容を確認して間違いがなければ「はい」ボタンを押してください。

②「紛失による登録証の再発行申請受付通知（自動配信）」　が送信されます。

入力いただいた内容の確認メールです。
この後、受付サーバーからＲＣＣＭシステムにデータが送られ、個人特定及び登録可否の判定が行われます。
個人特定が完了し、登録可能判定となった場合に次のメールが送信されます。

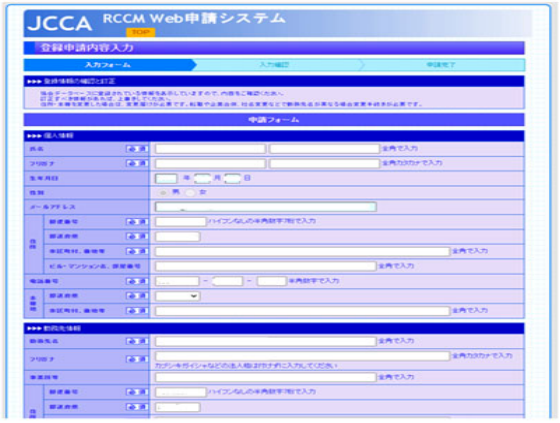

③「紛失による登録証再発行申請内容入力フォームご案内通知」　が送信されます。

登録申請が可能な方には「紛失による登録証再発行申請内容入力フォームご案内通知」が送信されます。

このメール記載のURLをクリックすると左記のような申請フォームが開きます。
登録申請内容を入力して申請ボタンをクリックすると「紛失による登録証の再発行手数料お支払い方法通知」が送信されます。
メール送信は最大で1時間程度かかる場合があります。

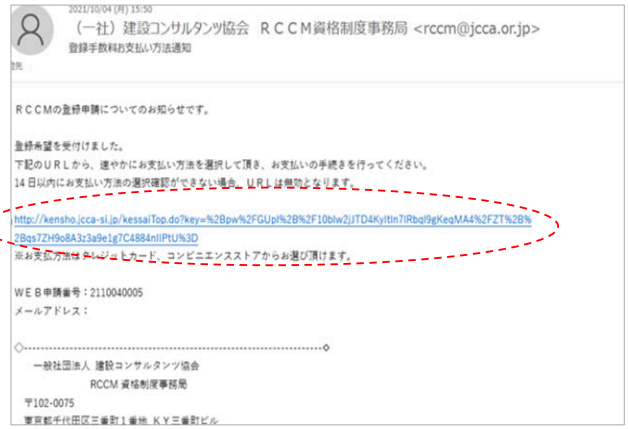
2021/10/04 (月) 15:50
（一社）建設コンサルタンツ協会　ＲＣＣＭ資格制度事務局 <rccm@jcca.or.jp>
登録手数料お支払い方法通知

ＲＣＣＭの登録申請についてのお知らせです。

登録希望を受けけました。
下記のＵＲＬから、速やかにお支払い方法を選択して頂き、お支払いの手続きを行ってください。
14日以内にお支払い方法の選択確認ができない場合、ＵＲＬは無効となります。

http://kensho.jcca-si.jp/kessaiTop.do?key=%2Bpw%2FGUpl%2B%2F10blw2jTD4KyItIn7iRbql9gKeqMA4%2FZT%2B%2Bqs7ZH9o8A3z3a9e1g7C4884nIIPtU%3D
※お支払方法は クレジットカード、コンビニエンスストアからお選び頂けます。

ＷＥＢ申請番号：2110040005
メールアドレス：

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
RCCM 資格制度事務局
〒102-0075
東京都千代田区三番町１番地 ＫＹ三番町ビル

④「紛失による登録証の再発行手数料お支払い方法通知」　が送信されます。

「紛失による登録証の再発行手数料お支払い方法通知」にある登録料決済処理へのＵＲＬをクリックして決済処理フォームを開いてください。

※URLをクリックする際にダブルクリックするとエラーになる可能性が高いのでご注意ください。

◎ 登録手数料決済手続きの手順

手数料の支払い方法は「クレジットカード払い」「コンビニエンスストア払い」から、選択が可能です。

§ クレジットカードでの決済
（決済代行会社サイト）

必要事項の入力画面となります。
カード番号、カード有効期限、名義人、セキュリティコードを入力してください。

※セキュリティコードとは、不正使用を防止する為の特殊コードです。多くの場合はカードの背面署名欄右上に3文字印字されています。（カードによって異なります。）

クレジットカード払いのお手続きにおいて、認証を求められた場合は入力画面の指示に従ってください。

お支払いが正しく終わると完了画面になります。

以上でクレジットカードによる決済手続きが完了しました。

§ コンビニエンスストア払いでの決済（決済代行会社サイト）

利用するコンビニ、氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレスを入力して「次へ」ボタンを押してください。
２日以内に選択されたコンビニエンスストアでお支払いをして頂き、決済されたことが確認出来た段階で完了となります。

支払期限の２日を過ぎると、申込手続きは取り消されます。
申請を希望される場合は、再度はじめからの手続きとなります。

コンビニエンスストアのレジで渡されるお控えは、万が一の返金の際に必要となりますので、大切に保管してください。

⑤クレジットカード、もしくはコンビニでお支払いが完了すると、「再交付申請書送付及び登録証再発行手数料お支払い完了通知」　が送信されます。

「再交付申請書送付及び登録証再発行手数料お支払い完了通知」
には左のような再交付申請書が添付されています。

内容のチェック、署名・捺印を行い、簡易書留で郵送してください。

【納付証明書について】

納付証明書が必要な方は「再交付申請書送付及び登録証再発行手数料お支払い完了通知」メール内の納付証明書発行用ＵＲＬをクリックしてください。

納付証明書の発行ができるのは決済から１８０日以内のみです。
それ以降は発行出来ません。
改めて当協会より発行することも出来ないため、納付証明書が必要な方は早めにお手続きください。

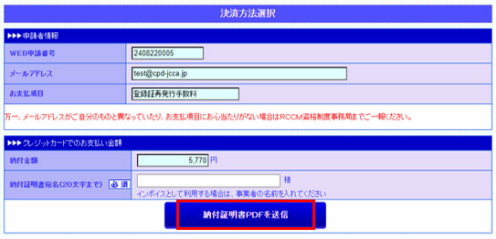

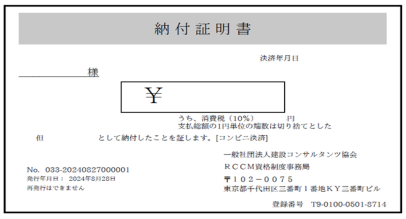

納付証明書の宛名を入力し、「納付証明書ＰＤＦを送信」ボタンを押してください。
メール添付にて納付証明書が送信されます。

ファイル名が文字化けして受信されることがありますが、この場合は、ファイル名を変更し、拡張子を「．ｐｄｆ」としてください。